

議案第14号

平成30年度瑞穂市教育の方針と重点について

平成30年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

平成30年度瑞穂市教育の方針と重点について、瑞穂市の目指す教育、教育の全体構想等について策定するもの。



平成30年度

瑞穂市教育の方針と重点

平成28年4月1日制定

瑞穂市教育大綱

【基本理念】

教育立市みずほ

地域のつながりの希薄化、価値観、ライフスタイルの多様化など、教育を取り巻く社会状況が日々変化しているなか、思いやりや助け合いの心、さらには自律の心などの豊かな心を持ち、

みずほを愛し、みずほを誇り、みずほの活力となる人づくりを目指します。

○保育・幼児教育を充実し、子育て支援を推進します。

- ・保育所、幼稚園、小学校の情報を共有し連携を強化します。
- ・子どもの発達に応じた保育・幼児教育及び子育て支援の充実を図ります。

○安全・安心・快適で、質の高い学校教育を推進します。

- ・礼儀、道徳、規律など、共に生きるための意識の高揚、心豊かな人間形成、確かな学力の向上を図ります。
- ・いじめ等の問題行動への対応を積極的に取り組むとともに、学校、地域、家庭が一体となって、子どもの安全を守ります。
- ・より良い学びの環境を充実します。

○地域に学び、世代を超えたコミュニティづくりを推進します。

- ・わがまちの伝統文化を学び、地域に誇りと愛着をもち、地域に貢献できる人づくりをします。
- ・家庭、学校、地域、職場が連携し、地域ぐるみで家庭教育の向上を図ります。
- ・学習、スポーツ、ボランティアなどを通じて、地域コミュニティづくりを進めます。
- ・生涯にわたる自発的な学習を通じ、健康で生きがいを感じられる取り組みの充実を図ります。

瑞穂市教育委員会

瑞穂市教育の全体構想

県の学校教育の方向

- ・確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指す。
- ・学校・家庭・地域社会が一体となって、子どもの健全育成に努める。

県の社会教育の方向

- ・子どもたちが、将来社会で自立していけるように、また、地域の自然、歴史、伝統文化などに触れ親しみ、ふるさとに愛着と誇りをもてるように、地域づくり、人づくりを推進する。

瑞穂市教育の課題

- 社会の変化に対応してたくましく生き抜くことができる「生きる力」を備えた子どもの育成と、それを目指す魅力ある学校づくり及び教員の資質向上（学校教育の振興）
- 幼児期の教育と小学校教育の滑らかな接続と、質の高い保育・教育活動の推進（幼児教育の振興）
- 市民一人一人が生涯にわたり学び続けるための機会の充実と指導者の育成（人づくり）
- 住民による主体的な地域づくりと関係団体との連携による青少年の健全育成（まちづくり）

瑞穂市の目指す教育の方向

- 豊かな市民性を培う瑞穂市教育の推進
～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～
- ・感動する心
 - ・不屈の心
 - ・思いやる心
 - ・見つける力
 - ・考える力
 - ・創り出す力

生涯学習

保育所保育・学校教育の方針

- ・一人一人に「生きる力」の基礎（幼保）及び「生きる力」（小中）を育む指導
- ・保育所の保育目標・幼稚園・学校の教育目標の具現に徹する経営

社会教育の方針

- ・学び続けることに生きがいをもち、地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- ・連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

保育所保育・学校教育の重点

- 経営** ・全職員、全教職員の協力体制による明るく活力のある保育所・幼稚園経営
- ・一人一人の教職員が能力を発揮できる明るく活力ある経営
- 指導** ・発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通した総合的な指導
- ・一人一人に自ら学ぶ力を身に付け、「生きる力」を育む指導
- 研修** ・保育士、教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

社会教育の重点

- 人づくり**
生涯にわたって、自己理解・自己実現に努め、社会に貢献できる市民の育成
- まちづくり**
互いに尊重し合い、共に豊かな生活ができる生き生きとした地域社会の育成

■キャッチフレーズ

- 心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども
- ・人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所、幼稚園
 - ・魅力ある「みずほ」の学校

■キャッチフレーズ

- 1 学習・1 スポーツ・1 奉仕
生涯学習のまち「みずほ」

瑞穂市保育所保育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の保育所

<p>今日的課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「生きる力」の基礎を育む保育 <ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び、自ら考え行動する力 ・安定した情緒 ・健やかな体 	<p>豊かな感性と 知的好奇心を 育む保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感動する心 ・不屈の心 ・思いやる心 ・見つける力 ・考える力 ・創り出す力 	<p>瑞穂市の保育所保育の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく活力に満ちた魅力ある保育所づくり ・家庭や地域と連携した開かれた保育所づくり ・豊かな感性、自主・協調の態度の育成と道徳性の芽生えの醸成 ・子育て支援のセンターとしての役割と機能の充実
---	---	--

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 保育所の保育目標の具現に徹する保育所経営

<p>経営</p> <p>全職員の協力体制による 明るく活力ある保育所経営</p>	<p>指導</p> <p>発達の課題に即した、生活や遊びの 活動を通した総合的な指導</p>	<p>研修</p> <p>保育士としての資質と確かな 指導力を高める主体的な研修</p>
--	---	---

経営・研修

【協働】・保育目標の具現のため、全職員の協力体制による明るく活力と魅力のある保育所経営

- ・乳幼児の命を守りきることを最優先に考えた全職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化
- ・自己評価及び保護者の意見や要望を生かした開かれた保育所づくりの推進

【研修】・保育に携わる公務員としての使命を自覚するとともに、保育所の課題や自己の課題を明確にした研修の推進

- ・資質の向上を図るため、保育所経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進

【連携】・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進

- ・保育所、家庭や地域社会と一体となった子育て支援ネットワーク体制の活用と充実
- ・保小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進、及び幼稚園・関係機関等とのより一層の連携

重点

☆いつでも、どこでも、だれにでもあいさつできるみずほの子の育成

☆本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成

最重要点

指導

【指導計画】

- ・5領域を踏まえ、乳幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の作成・改善
- ・保護者の思いや一人一人の実態をとらえた長期的・短期的な「個別の指導計画」の作成・改善
- ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善

【乳幼児理解と指導】

- ・一人一人の乳幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
- ・基本的な生活習慣の形成を図り、保育士と乳幼児、また乳幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、思いやる心、感動する心、我慢する心など、心を育む援助の充実
- ・乳幼児が保育士との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気付く、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識など道徳性の芽生えを培う指導・援助の工夫
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる活動の工夫
- ・特別な配慮を必要とする乳幼児の実態に応じた適切な指導・援助及び支援体制の充実

【環境の構成】

- ・一人一人の乳幼児が長時間にわたる保育において安定した生活を送り、充実した活動ができる環境の構成と工夫
- ・遊びを通した5領域の総合的な体験を通して、一人一人の発達が促される環境の構成と工夫
- ・乳幼児が興味や関心をもって身近な人や自然、社会と安心して関わりあうことができる意図的・計画的な環境の構成と工夫
- ・乳幼児が絵本や物語などに親しむことができる意図的・計画的な環境の構成と工夫

瑞穂市幼稚園教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 人間形成の基礎を培う「みずほ」の幼稚園

<p>今日的課題</p> <p>○「生きる力」の基礎を育む教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら学び、自ら考え行動する力 ・安定した情緒 ・健やかな体 	<p>豊かな感性と知的な好奇心を育む教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感動する心 ・不屈の心 ・思いやる心 ・見つける力 ・考える力 ・創り出す力 	<p>瑞穂市の幼稚園教育の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく活気に満ちた魅力ある幼稚園づくり ・人やもの、自然などと豊かに関わる環境構成の工夫と活動の充実 ・美しさや不思議さなどに気付く心や力の育成 ・集団生活を通じた規範意識の芽生えの育成 ・幼児期の教育のセンターとしての役割と機能の充実
---	--	--

方針

- 一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導
- 幼稚園の教育目標の具現に徹する幼稚園経営

経営

全教職員の協力体制による明るく活力のある幼稚園経営

指導

発達の課題に即した、生活や遊びの活動を通じた総合的な指導

研修

教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

- 【協働】** ・教育目標の具現のため、全教職員の協力体制による明るく活力と魅力のある幼稚園経営
- ・幼児の命を守りきることを最優先に考えた全教職員による危機管理体制の確立と家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化
 - ・自己評価や学校関係者評価を生かした開かれた幼稚園づくりの推進
- 【研修】** ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、幼稚園の課題や自己の課題を明確にした研修の推進
- ・資質の向上を図るため、幼稚園経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼児期の諸課題を解決するための研修の組織的・継続的な推進
- 【連携】** ・保護者との信頼関係を築き、共に子育ての楽しさや喜びを共有できる支援の推進
- ・幼稚園、家庭や地域社会と一体となった子育て支援ネットワーク体制の活用と充実
 - ・幼小の円滑な接続を図るため小学校との連携や交流の推進、及び保育所・関係機関等とのより一層の連携

重点

☆いつでも、どこでも、だれにでもあいさつできるみずほの子の育成
 ☆本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成

最重要点

指導

【指導計画】

- ・5領域を踏まえ、幼児の発達や学びの連続性を考慮し、ねらいと内容を明確にした指導計画の作成・改善
- ・一人一人の教育的ニーズをとらえた長期的・短期的な「個別的教育支援計画」の作成・改善
- ・生活習慣、豊かな感性と道徳性・知的な好奇心・意欲等の育ちの記録と評価の工夫・改善

【幼児理解と指導】

- ・一人一人の幼児の様子や内面の動き、食生活等の生活習慣や心身の健康状況などを的確に把握し、発達や学びの連続性を考慮した指導・援助の工夫
- ・基本的な生活習慣の形成を図り、幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、道徳性の芽生えを培い、思いやる心、感動する心、我慢する心など、心の教育の充実
- ・幼児が教師との信頼関係に支えられて自己発揮する中で集団生活のきまりの大切さに気付き、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識の芽生えを培う指導・援助の工夫
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができる活動の工夫
- ・一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・援助及び支援体制の充実

【環境の構成】

- ・遊びを通じた5領域の総合的な体験を通して、一人一人の発達が促される環境の構成と工夫
- ・幼児自らが興味や関心をもって身近な人や自然、社会と関わる意図的・計画的な環境の構成と工夫
- ・幼児が絵本や物語などに親しむことができる意図的・計画的な環境の構成と工夫

瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点

心豊かに光り輝く「みずほ」の子ども 魅力ある「みずほ」の学校

今日の課題 ○「生きる力」を育む教育 ・確かな学力 ・豊かな心 ・健やかな体	豊かな心と 未来を切り拓く力を育む教育 ・感動する心 ・見つける力 ・不屈の心 ・考える力 ・思いやる心 ・創り出す力	瑞穂市の学校教育の課題 ○魅力ある学校づくりのさらなる推進 ・全教育活動における「自ら学び自ら考える力」の育成 ・人間としての尊厳、倫理観など道徳性を養う心の教育の充実 ・心身ともに健康で安全に生活する態度の育成 ・発達段階や一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の工夫・改善 ・教職員の資質向上を図る研修体制の充実
---	---	--

方針

- 一人一人に「生きる力」を育む指導
- 学校の教育目標の具現に徹する学校経営

経 営	指 導	研 修
一人一人の教職員が能力を発揮できる明るく活力のある学校経営	一人一人に自ら学ぶ力を身に付け、「生きる力」を育む指導	教職員としての資質と確かな指導力を高める主体的な研修

経営・研修

【協働】	○学校・家庭・地域社会の協働による魅力ある学校づくりのさらなる推進 ・家庭・地域社会・関係諸機関等との連携を図り、自己評価及び学校関係者評価等を生かした安全で開かれた学校経営の推進 ・全教職員が能力を発揮する運営組織の充実
【研修】	○自己の課題を明確にし、確かな指導力を身に付ける研修の充実 ・教職員の資質や指導力の向上及び学校の課題解決のための授業研究・校内研修の充実 ・経験年数や職務に応じた主体的・計画的な研修の充実
【連携】	○校種間（保・幼と小、小と中）の連携強化 ・一貫性のある教育の推進のための幼保小や中学校区の連携体制の強化

重点

☆本に親しみ、本を楽しみ、本に学ぶみずほの子の育成
 ☆いつでも、どこでも、だれにでもあいさつできるみずほの子の育成

最重要点

重点

指導

【教科指導】	○基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成及び学びに向かう力、人間性等の涵養 ・確かな学力の育成を図るための全校体制による指導改善サイクルの充実 ・主体的・対話的で深い学びを通して学ぶ喜びが感じられる指導方法及び評価の工夫・改善
【道徳教育】	○自己を見つめる力と他を思いやる心の育成 ・全教育活動を通して道徳性を養うための全体計画・指導計画の工夫・改善 ・道徳的価値について、自分との関わりで自己を見つめたり、多面的・多角的に考えたりするための指導方法の工夫
【外国語活動】	○外国語を通じた、コミュニケーション能力の素地の育成 ・学級担任が中心となって授業を進めるための指導計画や教材の整備並びに校内研修の充実 ・楽しみながら積極的にコミュニケーションを図る指導方法及び評価の工夫・改善
【総合的な学習の時間】	○よりよく問題を解決する資質や能力の育成 ・体験活動と言語活動を意図的に位置付けた探究的な学習の充実
【特別活動】	○よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成 ・児童生徒の自発的、自治的な活動を生み出す学級経営の充実
【生徒指導】	○共感的な理解の徹底と自己指導能力の育成 ・一人一人が存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くための全校体制による指導の充実 ・不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応するための全教職員による組織的な教育相談体制の充実
【キャリア教育】	○社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成 <小>・望ましい勤労観や職業観を育むための、ねらいを明確にした体験活動等の位置付け <中>・自己理解を深め、望ましい勤労観や職業観を身に付ける体験活動等の実践とガイダンス機能の充実
【健康教育】	○運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度の育成 ・健康・安全で活力ある生活を営むための児童生徒の発達段階を踏まえた保健・安全・食・運動についての指導の充実 ・実践的な「命を守る訓練」等を通して、自ら考え主体的に判断して行動できる児童生徒を育む防災教育の充実
【特別支援教育】	○自立し社会参加するための基盤となる力の育成 ・一人一人の教育的ニーズを理解した組織的な支援体制の充実

《全教育活動》

- 互いの人格を尊重し、互いに高め合う学校づくり
- 学校・家庭・地域社会の連携による「ふるさと教育」の推進
- ICT機器を活用した教育活動の充実

瑞穂市社会教育の方針と重点

1 学習・1 スポーツ・1 奉仕 生涯学習のまち「みずほ」

今日的課題

- ・ 少子高齢化，グローバル化に対応した学習環境の整備
- ・ 読書活動の推進，文化芸術活動の振興，文化財や伝統芸能の保存・伝承・活用
- ・ 学校・家庭・地域社会が連携して子どもたちを育む環境づくりの推進

豊かな心と

未来を切り拓く力を発揮する

「人づくり・まちづくり」

- ・ 感動する心
- ・ 不屈の心
- ・ 思いやる心
- ・ 見つける力
- ・ 考える力
- ・ 創り出す力

瑞穂市の社会教育の課題

- ・ 生涯にわたり学び続けるための機会の充実
- ・ 地域で役立つための場の設定
- ・ 住民による主体的な地域コミュニティづくり
- ・ 青少年健全育成のための関係団体との連携

方針

- 学び続けることに生きがいをもち，地域社会の充実のために役立とうとする人づくり
- 連帯感と心の豊かさにあふれる共生社会を目指すまちづくり

人づくり

生涯にわたって，自己理解・自己実現に努め，社会に貢献できる市民の育成

まちづくり

互いに尊重し合い，共に豊かな生活ができる，生き生きとした地域社会の育成

【生涯にわたって学び続ける人づくり】

<学習>

- ・ 市民のニーズに対応した特色ある公民館講座の開設…瑞穂総合クラブ，市民自主講座，美来の森工房における講座（フュージング体験教室，瑞穂大学（寿学部・女性学部・脳力活性学部），乳幼児家庭教育学級，リトミック親子体操教室，パパママクラブ（妊婦さんの教室），子育て家庭支援事業，市職員を派遣する出前講座，高齢者人材活用事業（明正会の派遣），視聴覚研究会講師派遣事業，トップアスリート事業
- ・ 家庭の教育力の向上を目指した家庭教育学級の推進
- ・ ホームページや情報誌，チラシ等による生涯学習に関わる情報の提供
- ・ 社会人権教育の推進
- ・ 公民館，総合センターの効率的な維持管理による学習場所の提供

<文化>

- ・ 「読書のまちみずほ」を具現していくための世代や課題に応じた読書活動の推進（子どもの読書活動推進等）
- ・ 優れた芸術文化に触れる機会の充実（ネオクラシックコンサート・みずほ演劇祭等）
- ・ 民俗資料の整理と，歴史・ふるさと学習に対する支援（企画展等）
- ・ 地域で継承されてきた伝統芸能・伝統行事等に対する支援（和宮例祭・美江寺宿場祭等）
- ・ 市民文化の拠点としての総合センター，図書館の効果的な運営による活動場所の提供

<スポーツ>

- ・ 指導者の個性を生かした生涯スポーツの推進（体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ，スポーツ推進委員等）
- ・ 市民がスポーツに触れる機会の提供（ゲートゴルフ大会，ファミリーハイキング等）
- ・ スポーツや文化の振興に資するため，全国大会等への出場を顕彰する激励金制度の推進
- ・ 社会体育施設等の効率的な維持管理による活動場所の提供と社会体育施設の計画的整備

【地域で役立とうとする人づくり】

- ・ 生涯学習，文化，スポーツに関わるボランティア指導者の発掘と育成
- ・ 地域の教育力（地域先生）を活かした，小中学生対象の土曜日の教育活動である瑞穂総合クラブの推進
- ・ 各種社会教育関係団体（PTA，子ども会，瑞穂市少年リーダー，女性の会，文化協会，体育協会，スポーツ少年団，総合型地域スポーツクラブ等）との連携，運営に関わる適切な支援と地域活動への機会提供
- ・ 社会教育推進員の資質向上のための支援

★いつでも，どこでも，だれにでもあいさつできるみずほのまちづくり

★本に親しみ，本を楽しみ，本に学ぶみずほのまちづくり

【住民による主体的なまちづくり】

- ・ 5校区活動委員会や自治会単位における地域コミュニティづくりに関わる地域住民による主体的な活動の推進

【家庭・学校・地域社会・各種団体が一体となって青少年健全育成を目指すまちづくり】

- ・ ボランティアカードの活用等による地域におけるボランティア活動の推進
- ・ 瑞穂総合クラブなど，「土曜学習」の場の充実
- ・ 「あいさつのまちみずほ」等の重点活動を中心とする青少年育成市民会議の主体的活動の支援と，学校・家庭・地域・各種関係団体との連携強化
- ・ ジュニア（少年）リーダーの育成と地域活動への積極的な派遣
- ・ スポーツ活動，青少年育成活動，自治会活動，子ども会活動，学校等への指導者派遣等の活動支援

人づくり

重

点

まちづくり

最重点

瑞穂市の目指す教育

平成15年5月1日合併以降、着実に歩みを進め、5万人の市民が息づく瑞穂市へと成長してきた。そして、平成20年度には市民主体の住みよいまちづくりを目指して「瑞穂市民憲章」が制定された。ここには、ふるさと瑞穂市への誇りと愛着をもてる人づくり・まちづくり推進のための決意と市民の意思・姿勢が明確に掲げられている。

これを受け、瑞穂市の目指す教育は「豊かな市民性を培う瑞穂市教育～豊かな心と未来を切り拓く力を育む教育～」であることを再確認した。

「豊かな心」とは、価値あるもの・崇高なものに「感動する心」、困難に立ち向かう「不屈の心」、他人や自然を「思いやる心」である。「未来を切り拓く力」とは、成果や課題となる事実を「見つける力」、価値や因果を「考える力」、よりよい方法や質の高い文化を「創り出す力」である。

この「豊かな心と未来を切り拓く力」をもって、「社会において自立して生きること」と「生涯にわたって学習すること」のできる人づくりを目指している。

「学校教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 魅力ある『みずほ』の学校」を、「幼児教育」では「心豊かに光り輝く『みずほ』の子ども 人間形成の基礎を培う『みずほ』の保育所・幼稚園」を、「社会教育」では、「1学習・1スポーツ・1奉仕 生涯学習のまち『みずほ』」をそれぞれのキャッチフレーズに取り組みたい。

瑞穂市民憲章

平成20年9月5日制定

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります

議案第15号

教育用ICT機器購入について

教育財産の取得について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第3号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

1 概要

瑞穂市立穂積小学校他6小学校に電子黒板一式を購入する。

電子黒板	70台
70型フロアスタンド	52台
55型フロアスタンド	18台
パソコン	70台

小学校デジタル教科書

市内小中学校に教諭用パソコンを購入する。

教諭用パソコン	小学校169台	中学校93台
---------	---------	--------

2 予算金額

電子黒板一式	66,960千円
教諭用パソコン	62,252千円
計	129,212千円

平成30年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市立穂積小学校他6小学校に電子黒板一式及び市内小中学校に教諭用パソコンを購入するもの。

議案第16号

瑞穂市総合センター舞台機構設備吊り物駆動部更新工事の計画について
瑞穂市総合センター舞台機構設備吊り物駆動部更新工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市総合センター舞台機構設備吊り物駆動部更新工事
- 2 実施期間 平成30年4月から平成31年3月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府1283番地
- 5 工事概要 大ホール（サンシャインホール）の舞台機構設備吊り物駆動部の更新
- 6 予算額 47,952千円

平成30年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

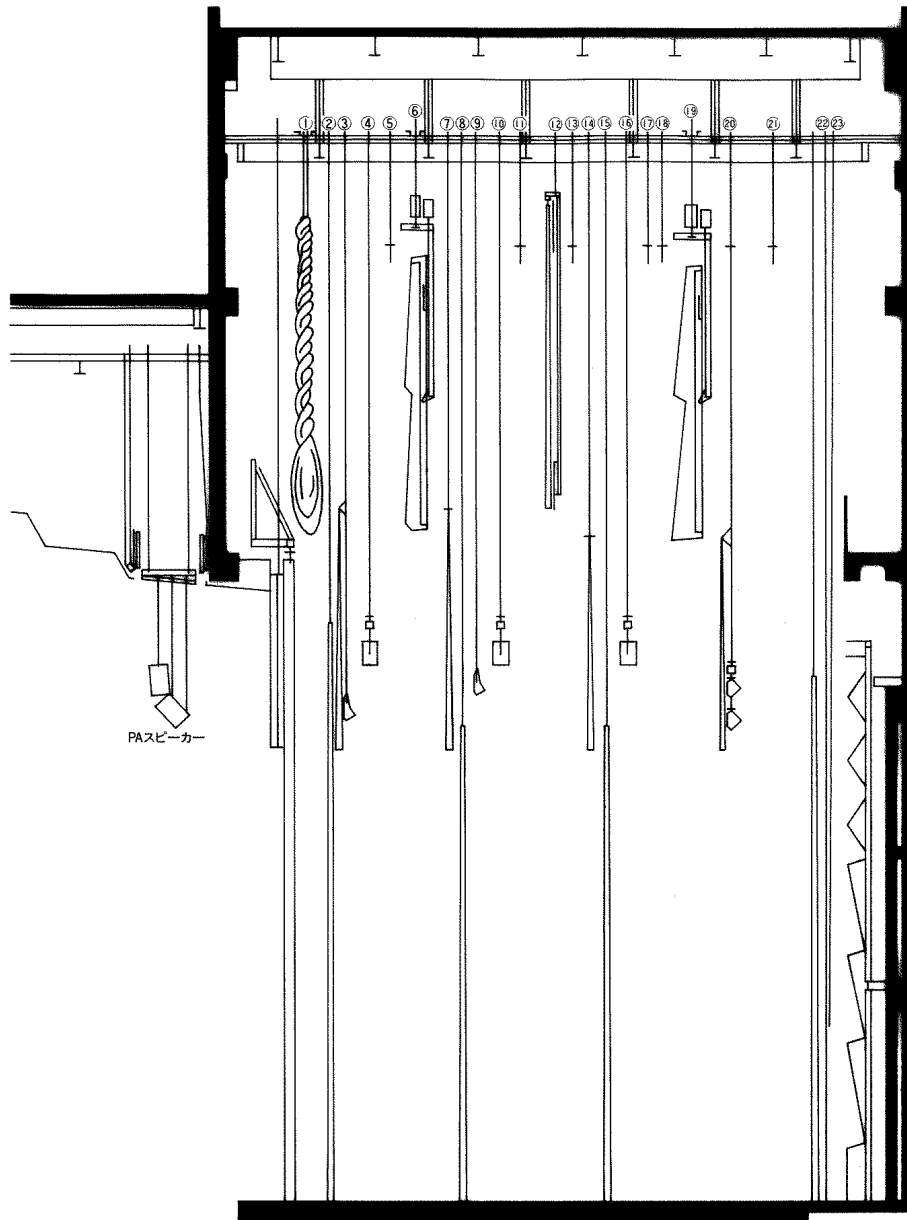
老朽化に伴う亀裂や落下等、事故を未然に防止するため、生涯学習施設維持管理計画に基づき機器を更新するもの。

吊物装置仕様

No.	名称	装置方式仕様	電動機	速度	寸法	ワイヤ径	吊数	自重 (kg)	許容荷重 (kg)	改修内容
1	フロセニアム天井	電動昇降カウンタウェーゲート式	1.5kW 2.2kW×2	3m/min 30m/min	W16720 H3300	φ9	7	フレーム 1600	木仕上 1100	3φ200V1.5kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー：撤去・新設
2	紋り織機	電動昇降ワイヤ巻取式	1.5kW×1 2.2kW×2	30m/min	W15000 H18500	φ4 (マッキ)	1.1	500		3φ200V2.2kWブレーキ付モーター：2台、3φ200V1.5kWブレーキ付モーター：1台：撤去・新設 キャリバーブレーキ：3台、マシン架台：3台：撤去・新設 減速機：3台、巻取ドラム：3台、リミッター：6台：撤去・新設 昇降ワイヤー、固定ワイヤー：撤去・新設 (全開全閉共5変形)
3	天井反斜板 (1)	電動昇降カウンタウェーゲート式 電動変角式	2.2kW×1 0.4kW×1	3m/min 1m/min	W16700 H6000	φ12.5 φ5	7	フレーム 2300	木仕上 2700	3φ200V2.2kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー、変角ワイヤー：撤去・新設
4	スクリーン枠	電動昇降カウンタウェーゲート式 電動開閉式	1.5kW×1 0.4kW×1	6m/min 20m/min	W16000 H5800	φ5 φ4 (マッキ)	7	880		3φ200V2.2kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 3φ200V1.5kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ、キャリバーブレーキ：撤去・新設 昇降ワイヤー、開閉ワイヤー：撤去・新設
5	天井反斜板 (2)	電動昇降カウンタウェーゲート式 電動変角式	2.2kW×1 0.4kW×1	3m/min 1m/min	W16000 H6000	φ12.5 φ5	6	フレーム 2100	木仕上 2400	3φ200V2.2kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 3φ200V0.4kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー、変角ワイヤー：撤去・新設
6	側面反斜板・1 (上手)	電動昇降ワイヤ巻取式	3.7kW	3m/min	W5180 H12000	昇降φ14 固定φ21	2	フレーム 1200	木仕上 2100	3φ200V3.7kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー、固定ワイヤー：撤去・新設
7	側面反斜板・1 (下手)	電動昇降ワイヤ巻取式	3.7kW	3m/min	W5180 H12000	昇降φ14 固定φ21	2	フレーム 1200	木仕上 2100	3φ200V3.7kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー、固定ワイヤー：撤去・新設
8	側面反斜板・2 (上手)	電動昇降ワイヤ巻取式	3.7kW	3m/min	W4700 H12000	昇降φ21 固定φ21	2	フレーム 2200	木仕上 2200	3φ200V3.7kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー、固定ワイヤー：撤去・新設
9	側面反斜板・2 (下手)	電動昇降ワイヤ巻取式	3.7kW	3m/min	W4700 H12000	昇降φ14 固定φ21	2	フレーム 1200	木仕上 2200	3φ200V3.7kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー、固定ワイヤー：撤去・新設
10	フロセニアムスピンカー	電動昇降ワイヤ巻取式	0.4kW	3m/min	W1000 H1000	φ5	4	70	300	3φ200V0.4kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー：撤去・新設
11	天井開閉蓋	電動昇降ワイヤ巻取式	0.4kW	1m/min	W1400 H1400	φ5	4	フレーム 70	仕上 120	3φ200V0.4kWブレーキ付モーター、減速機、減速機側平ギヤ：撤去・新設 昇降ワイヤー：撤去・新設

総合センター サンシャインホール

既設舞台吊物断面図



議案第17号

瑞穂市教育委員会表彰規則の制定について

瑞穂市教育委員会表彰規則（案）を別紙のとおり提出する。

平成30年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市の教育、学術、体育その他文化の振興発展に貢献したものを表彰し、今後の一層の活躍を奨励するため規則の制定を行うもの。

瑞穂市教育委員会表彰規則

(目的)

第1条 この規則は、瑞穂市の教育、学術、体育その他文化の振興発展に貢献したものを表彰し、今後の一層の活躍を奨励することを目的とする。

(児童及び生徒の表彰)

第2条 本市に所在する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(本市以外の者が設置するものにあつては、小学校及び中学校に限る。)をいう。)の児童若しくは生徒又は当該学校内においてこれらの者により組織される団体で、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 児童若しくは生徒の名誉を高め、又は他の模範とするに足りる行為のあったもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、表彰に値すると認める成績又は行為のあったもの

(学校及び団体の表彰)

第3条 学校教育法第1条に規定する学校その他の教育機関及び学術文化団体、社会教育団体その他の団体並びに個人であつて次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育、社会教育又は保健体育の振興発展に貢献して、その功績顕著なもの
- (2) 社会事業に尽力し功労あるもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、美事善行あるものその他表彰に値すると認める業績又は行為のあったもの

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者の推薦は、原則として校長又は教育委員会事務局の主務課長の推薦により行う。

- 2 被表彰者を推薦しようとする者は、被表彰者推薦調書(様式第1号)に身元調書(様式第2号)を添えて教育委員会に提出するものとする。
- 3 被表彰者を推薦した者は、前項に規定する被表彰者推薦調書及び身元調書

の記載に異動が生じたときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(表彰の決定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する被表彰者推薦調書を受理したときは、表彰の可否を決定するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与し、又は感謝状を贈呈して行う。

2 前項の表彰にあたっては、金品を付与することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

(表彰前の死亡)

第8条 表彰を受ける者が前条に規定する表彰の日前に死亡したときは、死亡の直前にさかのぼって表彰し、表彰物件は遺族に授与する。

(公表)

第9条 教育委員会は、表彰を受けたものの氏名または名称を公表するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

被 表 彰 者 推 薦 調 書	
現住所又は所在地	
ふりがな	団体の場合は団体名及び代表者名
氏 名	
表彰を受けるべき事項	
<p>上記の者は、瑞穂市教育委員会表彰規則第 条第 号に該当すると認められるので、関係書類を添えて推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p>推薦者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>瑞穂市教育委員会 教育長 様</p>	

注 功績を明らかにする書類があるときは、この推薦書に添付してください。

様式第2号(第4条関係)

身 元 調 書				
ふりがな	団体の場合は団体名及び代表者名		生年月日	年 月 日
氏 名			又は 設立年月日	
現住所又は所在地				
職 業 又 は 業 種				
履歴の概要				
賞罰(年月日)				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
推薦者 氏 名 ㊟				

- 注 1 職業は、勤務の内容等についても記載してください。
- 2 履歴の概要については、学歴、職歴等を記載してください。
- 3 対象が団体の場合には、履歴の概要及び賞罰については、記載を要しません。

議案第18号

瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成30年3月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

学校医一覧表

学校(園)名	科 名	校医名	任 期
穂積小学校	内科医	吉 村 剛	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	江 崎 肇	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	林 芳 春	平成30年4月1日から平成31年3月31日
本田小学校	内科医	福 田 信 臣	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	伊 東 裕 治	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	廣 瀬 裕 憲	平成30年4月1日から平成31年3月31日
牛牧小学校	内科医	国 枝 武 俊	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	柴 田 泰 二	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	池 田 奈 美 江	平成30年4月1日から平成31年3月31日
生津小学校	内科医	若 園 明 裕	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	竹 矢 良 三	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	亀 井 文 恵	平成30年4月1日から平成31年3月31日
南小学校	内科医	高 木 昌 一	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	辻 雅 明	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	池 田 奈 美 江	平成30年4月1日から平成31年3月31日
中小学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	長 野 弘 典	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	小 澤 栄 司	平成30年4月1日から平成31年3月31日
西小学校	内科医	若 園 明 裕	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	武 内 尚 博	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成30年4月1日から平成31年3月31日
穂積中学校	内科医	所 俊 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	芥子川 雅 也	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	若 山 と し こ	平成30年4月1日から平成31年3月31日
穂積北中学校	内科医	佐 竹 真 一	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	広 瀬 元 士	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	中 條 裕 二	平成30年4月1日から平成31年3月31日
巢南中学校	内科医	千 田 美 穂 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	小 牧 令 二	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	水 野 美 弥 子	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	熊 田 貴 彦	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	棚 瀬 友 啓	平成30年4月1日から平成31年3月31日
ほづみ幼稚園	内科医	京 極 章 三	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	歯科医	松 野 進 一	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	眼科医	福 田 由 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	耳鼻咽喉科医	徳 山 玉 美	平成29年4月1日から平成31年3月31日
	薬剤師	西 山 光 知 子	平成30年4月1日から平成31年3月31日

議案第 19 号

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員の委嘱について

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員を委嘱するもの。

瑞穂市次世代育成支援対策協議会委員

(五十音順)

	氏名	任期	備考(委員構成区分)	
1	加藤 藤子	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
2	加納 精一	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
3	川上 広長	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
4	河村 岳昌	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
5	京極 章三	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
6	梶浦 良子	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
7	杉田 真由美	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
8	高橋 香織	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
9	棚瀬 満理子	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
10	中根 麻紀	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
11	西垣 吉之	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
12	服部 幸彦	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
13	廣瀬 雅樹	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
14	武藤 輝夫	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		
15	森川 久美子	平成30年3月26日から 平成32年3月25日まで		